

令和3年5月26日

保育所等を利用されている保護者様各位

(市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設)

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

緊急事態宣言の発出に伴う家庭保育の協力依頼について

平素より本市、保育行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県内の新型コロナウイルス感染者数が急増している状況をうけ、令和3年5月23日に緊急事態宣言(期間:5月23日から6月20日)が発出されております。

保育所等につきましては国が感染症対策を徹底のうえ原則開所の方針を示しておりますが、本市におきましては現時点で11施設が保育士や児童の感染等で休園となる状況となっております。随時再開しておりますが、市内における感染拡大状況を踏まえ、保育所等を利用している世帯については下記のとおり、ご協力をお願いいたします。

記

1. 家庭保育のお願い

緊急事態宣言が発出されている6月20日まで、家庭保育が可能な世帯においては、家庭保育のご協力をお願いいたします。

※今回の家庭保育にご協力いただいた期間の保育料や給食費については、減免の対象となりませんが、お子様や保育士への感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、可能な範囲内でご協力をよろしくお願いいたします。

2. 感染拡大防止策について

①児童に発熱や呼吸器症状などの風邪の症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。なお、発熱の判断をする際は個人差があることに留意してください。

②発熱等が認められる場合は、解熱後(平熱に戻り)24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様に登園を控えてください。

3. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合等の対応について

(1) 児童や保育士が罹患した場合

①感染者は治癒するまで登園停止となります

②感染者が発生した施設は最終登園日や最終出勤日から原則 14 日間の臨時休園となります。

※休園期間については、保健所等や関係機関と相談のうえ短縮されることがあります。

(2) 児童や職員が「濃厚接触者」の場合

①感染者と最後に接触した日から 14 日間登園停止となります。

②施設は、臨時休園して消毒作業を行い、完了したら再開します。

(3) 児童や職員の家族が罹患した場合

児童や職員も濃厚接触者に指定される可能性がありますので(2)と同様になります。

(4) 児童の同居家族が「濃厚接触者」またはその疑いがある場合

登園停止措置はいたしません、感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いします。

4. 休園した施設の利用者へのお願い

感染者が発生した施設に対しては、保健所が聞き取り等の調査を行って濃厚接触者の特定をします。もしも濃厚接触者に指定されれば保健所から保護者の方に直接連絡がなされる見込みですが、感染者の急増を受けて保健所からの連絡が遅れる事が予想されます。お子様が濃厚接触者か否か確定するまでの間は、感染防止のために不要不急の外出を控えていただくなど、国の緊急事態宣言に基づいた行動をお願いいたします。

また、感染した方の特定につながる情報は開示いたしかねます。

5. 感染者等への配慮について

今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症となっており、感染者やその家族、児童保護者の職種（医療従事者等）に対する、偏見や差別などは行わないでください。

以上